

午後1時30分開会

○飯島委員長 こんにちは。ただいまから災害時要配慮者等対策特別委員会を開会いたします。着座にて、進めさせていただきます。

皆様のお手元に、本日の日程及び資料を事前にお配りしております。日程に沿って進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯島委員長 では、最初に、日程第1、報告事項です。報告事項（1）千代田区福祉避難所運営ガイドラインについて、理事者からの説明を求めます。

○加藤福祉政策担当課長 それでは、お手元資料、クリップ留めでございますが、まず、一番下でございます、A4の横、参考資料とあります、本区の防災に関する計画等の体系図、こちらをご覧くださいたく思います。本ガイドラインの位置づけを示しているものでございます。

まず、上位に、①地域防災計画がありまして、災害対応といたしまして、④震災対応業務マニュアルがございます。震災対応業務マニュアルには、震災応急期間であります、発災から3日目までの⑤職員行動マニュアルと、復旧・復興期間である、発災後4日目からの⑥震災復興マニュアルに分かれてございます。本ガイドラインは、避難行動要支援者の支援を行う避難行動要支援者支援班のマニュアルである⑦の下に位置するものとして、整理してございます。

本ガイドラインは、図の黄色部分に当たりまして、福祉避難所運営の基本的な考え方、一般的な考え方を示したものでございます。

詳細な事務手続、手順等は、今後、マニュアルを作成する予定でありまして、マニュアルにつきましては、図の緑色部分に当たります、区内にあります福祉避難所4施設に共通するものといたしまして、⑨の全施設共通のもの、各施設の特性等を反映させたものとしたしまして、⑩の各施設のものを作成する予定でございます。

続きまして、保健福祉部資料1、千代田区福祉避難所運営ガイドラインをご覧くださいたく思います。

1枚おめくりいただきまして、まず目次でございます。第1章から第4章までの構成となっております、第1章は、福祉避難所とはどういう避難所なのか、第2章では、平時における取組を記載してございます。第3章と第4章で、災害時の対応を、発災から3日目までの震災応急期間と、発災後4日目からの復旧・復興期間に分けて、記載してございます。

次に、1ページ、「はじめに」をご覧ください。下から6行目以降でございます。本ガイドラインは福祉避難所に関する基本的な考え方をまとめたものでございますが、実際の災害では、本ガイドラインの内容を基本としつつも、災害の種類や規模等を考慮し、臨機応変に対応していく必要がございます。

続きまして、2ページ目、1、福祉避難所の概要でございます。ここは、本ガイドラインの一つ目のポイントとなる部分でございます、福祉避難所とはどういうものなのかを記載してございます。

2行目の最後のところからになります、福祉避難所とは、避難生活において特別な配慮を要する方を受け入れる二次避難所であること。その下の行、中段でございます。災害

発生から一定期間経過後の開設となりまして、災害発生当初から開設することはない。そして、その下でございますが、施設の安全確認や職員の配置等を確認し、施設の会議室などの空きスペースを利用する。したがって、被災状況等によっては、福祉避難所の開設はできない場合もあること。また、施設職員が避難者の介護等に当たるものではないというところでございます。

次に、2、区が指定した福祉避難所でございます。現在、記載のとおり、四つの施設を福祉避難所として指定してございます。

また、最後に、福祉避難所の所在等を示した避難所案内図を添付してございます。

次に、3ページ目、4、福祉避難所の利用対象となる者でございます。対象といたしましては、入所・入院するに至らない程度の者で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者及び家族や避難支援者等の介助人としてございます。

なお、一番下の行でございます。一般の避難所で生活可能な避難者や医療的処置等が必要な者は対象とはなりません。

その下、四角の囲みでございますが、こちらは本ガイドラインの特徴となりまして、ほかとの比較ができるようになってございます。ここでは、内閣府のガイドラインとの比較ができます。上記3、要配慮者の欄でございます。こちらにおきましては、内閣府のガイドラインが、災害対策基本法や本区の災害対策基本条例との比較ができるようになってございます。

次に、4ページ目、福祉避難所への避難イメージでございます。ここでは、先ほどご説明いたしました福祉避難所の概要につきまして、災害発生から福祉避難所への避難までのイメージとして表しているものでございます。

なお、図の中央に、「福祉避難室」とありますが、こちらは地域防災計画での表記となりまして、避難所運営マニュアルでは、災害時要援護者滞在場所として表記しているものでございますが、いずれにいたしましても、避難生活を送る中で配慮の必要な方が生活するスペースを指しているものでございます。

次に、5ページ、第2章、平時における取組でございます。

1、福祉避難所にかかる理解の普及啓発については、広報千代田8月20日号、防災特集でも周知を図ったところでございますが、今後も様々な機会を活用いたしまして、広報をしていく予定でございます。

2、備蓄物資・資器材の確保につきましては、災害対策・危機管理課と連携しながら取り組んでいくものでございます。

3、人材の確保、4、訓練の実施につきましては、来年度から本格的に動いていくものでございます。

5、マニュアル等の整備につきましては、冒頭申し上げましたとおり、詳細な事務手続等を盛り込むマニュアルでございまして、全施設共通のものと各施設のものを作成する予定でございます。

なお、全施設共通のものにつきましては作成に着手してございまして、各施設のものにつきまして、来年の出水期の前までに完成目途として、施設側に作成してもらう予定でございます。

6、福祉避難所の指定について。現在の4施設では、受入れ人数に限界があるため、福

祉避難所となる施設を増やしていく、拡張を図っていくものでございます。

次に、6ページ目、第3章、災害時の対応、発災から3日目まででございます。

1、福祉避難所の開設でございますが、発災してからどのような流れで福祉避難所を開設するのかを記載しているものでございます。

次に、7ページ目、2、福祉避難所を利用する者の決定でございます。福祉避難所の受入れ人数につきましては限界があることから、福祉避難所の避難者につきまして選定する必要がございます。現在、受入れのための基準、考え方、そういったものを検討を進めているところでございます。

次に、3、福祉避難所利用者の移送でございます。一般の避難所から福祉避難所への移送につきまして記載してございます。

次に、8ページ目、4、福祉避難所での役割でございます。ここが本ガイドラインの二つ目のポイントとなるところでございます。過去に行いました施設職員とのヒアリングの中でも、自分が何をすればよいか分からない、区職員との役割分担が分からないなどの声がありまして、それぞれ役割分担を整理したものでございます。

(1) 区職員につきましては、主に避難行動要支援者の支援に当たる、避難行動要支援者支援班。そして、避難所運営に当たる避難所班を想定してございます。施設職員と連携・調整して開設に当たり、開設後は運営本部の本部員となり、運営に当たる者でございます。

(2) 施設職員について。通常の利用者の対応を優先して行いますが、施設運営に支障を来さない程度に、避難者の生活支援などを行っていただくものでございます。

なお、開設後は、運営本部にも加わり、区職員と連携をしていくものでございます。

施設職員は、利用者のニーズ見合いで配置されているということから、災害時に避難者の対応まで手が回らない可能性が高いというところから、現実的な対応としているものでございます。

(3) 介助人についてでございます。施設職員は、利用者の対応を優先的に行うということから、避難者の対応は誰が行うのかということでございます。これにつきましては、家族など介助人が行うということで整理してございます。避難者1名につきまして、介助人1名を基本としてございます。

ご家族も、福祉避難所に連れてくれば、施設職員や区職員が何でも面倒を見てくれる、何でもやってくれる、全部お任せできるということではないということでございます。

次に、9ページ、第4章、災害時の対応、発災後、4日目から2週間程度でございます。

一般の避難所にも共通することでございますが、1、福祉避難所の安定した運営、2、避難者の生活の質の確保を記載してございます。

なお、1、福祉避難所の安定した運営の(3)衛生管理等におきまして、感染症が流行しないよう、防疫対策に努めるとしてございます。新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザや食中毒もでございます。そのときの感染症の発生によりまして、注意すべきポイントがあれば、別途、福祉避難所開設に向けた施設職員との協議、調整の中で対応を考えているところでございまして、個別の記載はしてございません。

次に、10ページ目、3、福祉避難所の閉鎖でございます。福祉避難所の統廃合、閉鎖について、記載してございます。

次に、「区民の皆様へ」といたしまして、災害対策・危機管理課が作成しております避難所案内図を添付してございます。

最後に、本ガイドライン、そして今後作成するマニュアルにつきましては、災害時に現在の福祉避難所が開設、運営できるよう、現実的な対応として整理しているものでございまして、福祉避難所に対する考え方、ご意見、ご要望、様々あることも承知してございます。また、災害時の要配慮者への支援につきましても、課題は様々あることから、引き続き取組を進めていくものでございます。

説明は以上でございます。

○飯島委員長 説明が終わりました。ありがとうございました。

それでは、委員からの質疑を受けたいと思います。

○岩田委員 この運営ガイドラインの2ページの1番の3行目、4行目で、「福祉避難所は原則として、災害発生から一定期間経過後の開設を想定しており、」となっておりますけれども、一定期間というのは、大体どれぐらいを考えておられるんでしょう。

○加藤福祉政策担当課長 6ページ目の第3章にも記載してございますが、発災から3日目までの対応の中で開設をするというふうに考えてございます。

○岩田委員 ですよ。3日目ですよ。じゃあ、3日ということは、じゃあその間というのは、空白ができないんでしょうか、ちょっとそれを心配していますけども。

○加藤福祉政策担当課長 空白というの、ちょっとどこを意味しているものかは分からないんですけども、開設に当たりましては、やはり区の職員が配置をする必要もございまして、施設の被災状況も当然ながら見ていかなければいけないということがありますので、その必要な期間というふうに考えてございます。

○飯島委員長 それは、この4ページの避難イメージの真ん中辺のいわゆる福祉避難室、通常の避難スペース、福祉避難室ということではないんですか。

○加藤福祉政策担当課長 失礼いたしました。避難者の避難といたしましては、まず一般の避難所に移っていただく。その中で、一般のスペースで生活できる人、そして福祉避難室での生活をされる方というところで分かれていただきまして、その後、福祉避難所が開設になりましたという状況の中で、福祉避難室からさらに福祉避難所に行く方と、そのまま福祉避難室にとどまる方が出てくるというものでございます。

○飯島委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 この要配慮者についてですけれども、高齢者、障害者、乳幼児、その他配慮を要する者と。妊産婦さんや傷病者等も入っていると思うんですけども、その福祉避難所を開設する場合に、要するに、開設する数というのは限られるわけだから、この全員、要するに高齢者も障害者も乳幼児もというふうにしちゃうと、数が足りなくなるんじゃないかと思うんですけども、要するに福祉避難所を開設するという場合に、どこをターゲットに、高齢者と妊産婦さんや乳幼児は仕様が違うと思うし、どこを重きを置くのか。それとも、この4施設あるんですけども、4施設それぞれ、対象が違う避難所にするのか、その辺の考え方はいかがですか。

○加藤福祉政策担当課長 まず、四つの施設のうち、えみふるにつきましては、妊婦避難所ということになってございますので、基本的には妊産婦、そういった方が避難する場所というところがベースになってございます。残りの3施設につきましては、福祉避難所と

ということで、そこにつきましては、要配慮者としますと、対象が広がるというところもございませう。その中で、一般の避難所での生活が難しい方を中心に選定をしていく、決めていくというふうを考えてございませう、そこにつきましては、障害の等級で機械的に分けたりするのではなくて、あくまでもご家族を含めて、ご家族と共に、一般の避難所で生活するほうがよい方もいるかと思ひますので、ご家族を含めた中で、選定の考え方を整理していきたいというふうを考えてございませう。

○牛尾委員 それぞれキャパがあると思うんですけど、大体、どれぐらいの人数を受け入れるというような想定をしているんですか。

○飯島委員長 それぞれの4か所についてですか。

○牛尾委員 そう——まあ、そうですね。

○飯島委員長 担当課長。

○加藤福祉政策担当課長 それぞれ、数値を出しているのは平成28年に出してございませう、その際は、4施設の合計で296組、592人という数を出しておりますが、この際、二人当たり3.3平米という面積で出しているものでございませう、やはり一人当たりの面積、かなり狭い状況、そしてまた、昨今のコロナの状況ですとか、要配慮者用に段ボール間仕切り、段ボールベッドなども考えますと、避難の、一人当たりの面積、こちらはやはり狭いということから、現在、一人当たりどのぐらいの面積が妥当かというところは、改めて見直しをしているところでございませう。

○飯島委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。

あと、岩田委員の質問にも関連するんですけども、福祉避難所、災害発生から一定期間程度、先ほど3日ぐらいと言ひましたけれども、これはどうしてもやっぱり、それぐらいの期間がかかってしまうということなのか、最初っから、もう福祉避難所、災害が発生したら福祉避難所をつくるというふうなことにできない理由というのは何なのか。要するに、一定程度、やっぱり準備がどうしても必要なのか、そういうことなのか、いかがですかね。

○加藤福祉政策担当課長 施設におきましては、施設の職員がやはり運営に関する部分がなかなか、開設、運営につきまして専念することは難しい状況から、区の職員を向かわせなければならぬというところで考えてございませう。

もちろん、発災から3日目までというところで整理してございませうが、そのあたりは、スムーズに一日も早く開設できるように、これから訓練をすることによりまして、その対応力を高めていきたいというふうに考えてございませう。

○飯島委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 4番の福祉避難所の利用対象となる者のところの5行目のところで、「医療的処置等が必要な者は対象としない」とあるんですけども、障害をお持ちの方で医療的な処置が必要な方、また、高齢者で、胃瘻であったりとか、痰の吸引であったりとか、そういう処置が必要な方は、どのようにお考えでしょうか。

○加藤福祉政策担当課長 まず、福祉避難所なんですけれども、ここはやはり空きスペースを活用した避難場所というところになりますので、専門の、いわゆる人が面倒を見るといふことがなかなか難しい状況にある中で、そのような医療的処置が必要な方がどうなる

かというところにつきましては、基本的には一般の避難所で受けるということになるのかと思っております。

さらにそこから一步踏み込んでということになりますと、医療機関へというところの搬送の調整などが入ってくるものというふうに考えてございます。

○長谷川委員 被災時は、医療機関、病院とかもかなりそういう被災対策の受入れをしていて大変なのかなと思いますけども、やっぱり医療的処置が必要な方って、電源が必要になると思うので、そのところでは、やっぱり、普通、一般的な避難所ですぐ使える電源って、限られているかと思うので、その対応がどのくらいできるのかなという心配はあるんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○飯島委員長 それは発災直後ということですか。福祉避難……

○長谷川委員 あ、そうですね。開設までに、すぐ必要になってくる処置なので。はい。

○飯島委員長 はい。

担当課長。

○加藤福祉政策担当課長 電源というお話ですと、やはり人工呼吸器などが真っ先に思い浮かぶところがございますけども、まず、そういう方も、そもそも避難がどうあるべきか、というところはあるかと思えます。ハザードマップなどで、避難所に行くよりもご自宅が安全で過ごせる場合もあろうかと思えます。また、停電が発生しなければ電源は問題ないかと思えますが、（発言する者あり）停電が発生した場合、数時間は、ご自宅を含めて備蓄用のバッテリーなどがあるかと思えますが、それを越えるということになりますと、一般の避難所とか、あるいはそのときの開設状況によっては、福祉避難所も含めてですけども、蓄電池を、今年度、区として配備しておりますので、そういったところから電源を取っていただくということになります。

○飯島委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 やっぱり、命に関わる場所なので、そこはそういう処置が必要な方に対しては、こういうところで受けられますというのを十分にお知らせいただく必要があるのかなと思うので、またそういうマニュアルの中にも、どこがまず一番最初にそういう対応ができるのかななどについても、記載してあるようなものをつくっていただければと思います。いかがでしょうか。

○加藤福祉政策担当課長 マニュアルとなりますと、こちらはあくまでも事務的なものとなりますので、どちらかというところ、一般の広報の中で福祉避難所の特性を含めて正しく理解していただく中で、ご自分に合った避難方法を考えていただく、ご家族で話し合ってください、というような形の広報を進めていきたいというふうに考えてございます。

○飯島委員長 在宅、家庭では駄目だからどこかへ避難するのであって、その、初めに避難をした、一般的な福祉避難室、一時的な避難所の中、その福祉室でも蓄電池はあるということで、よろしいんですね。

○加藤福祉政策担当課長 蓄電池につきましては、避難所、福祉避難所に配備ということになりますので、それは主に情報収集ですとか、あるいは人工呼吸器など、命に関わる方の電源用ということでやっておりますので、そのときに、どのような形で配備するかというのは、そのときのスペースなどにもよりますし、避難所の形態にもよるので、一概には言えないところもありますが、バッテリー自体、蓄電池自体は、そういうことに優先して

使うものというものになりますので、使っていただけます。

○飯島委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 4番の福祉避難所の利用対象となる者、福祉避難所利用対象者のところなんですけども、あらかじめ、あなたは福祉避難所を利用できますよというふうに通知をしているわけではないですよ。そうすると、災害があつて、避難所に皆さん行かれると。そのときに、何日かたって福祉避難所が開設をされる。その避難所で、あなたは福祉避難所に行ってくださいとか、いろいろ分けるわけですよ。その基準というんですかね、最初にどなたが判断、自分の自己申告で行けるものなのか。その基準というのはあるんでしょうか。

○加藤福祉政策担当課長 基準につきましては、現在、整理をしているところですが、まず、一番最初は、避難所班の職員が受付、あるいは避難生活の中で、その方の状況を、ご家族を含めた状況を、そして、福祉避難室を含めて、一般の避難所でご家族と共に生活をするのか、あるいはご家族のどなたかかと、福祉避難所に行くのかなど、意向を聞いた上で、そして福祉避難所の受入れ人数は限界があることから、最終的な判断というのは災害対策本部のほうで決定することになります。

○河合委員 そうすると、優先順位をそこで、災害本部の中で決めてお願いをするという判断で、よろしいですかね。

○加藤福祉政策担当課長 最終的な判断は、災害対策本部で決定することになります。

○飯島委員長 ほかに質問はありますか。

○米田委員 これから福祉避難所、数が足りないから、いろんなところと調整して増やしていくという、先ほど説明がありました。他の自治体では、千代田区でも災害、別の災害で連携しているんですけど、例えば大学とか専門学校とか、保育の専門学校だったら乳幼児をちょっと見てもらうとか、そういう協定をやっているところはあるんですけど、この辺のところの考えはいかがでしょうか。

○加藤福祉政策担当課長 まず、優先的に、区内にあります社会福祉施設、民設民営を含めて考えてございます。そして、大学などなどにつきましては、区の特性といたしまして、帰宅困難者対策の中での協定などもあろうかと思っておりますので、そこで不整合が生じないような形で調整していく必要があるというふうには考えてございます。

○飯島委員長 そこは福祉避難所じゃなくて、一般的な避難所ですよ。（発言する者あり）はい。

米田委員。

○米田委員 まあ、福祉のところもうまくすみ分けできれば、そこも検討していただけたらなと思います。

あと、この計画等の体系図、参考資料なんですけど、ガイドラインは、今、作成していると。その後、全体的な施設のマニュアルもつくっていくと。その後に、各施設ごと、特色がありますんで、このマニュアルをつくっていくと。ここが、僕、一番大事ななと思っているんです。各施設の特色を生かして、どういうふうに避難所をしていくかという部分だと思うんです。

で、これ、作成したら終わり。来年度、と言っていますが、作成したら終わりじゃな

くて、様々な訓練とか打合せとか、その都度やっていかないと、マニュアルの更新とか、そういうのをやっていかないといけないとっております。

で、進んでいるところは、そういうのを、BCPも含めて、訓練を含めて更新していていますけど、その辺のお考えは。

○加藤福祉政策担当課長 今のご指摘、もっともでございます。我々もガイドライン、マニュアル、これはつくって終わりではなく、やはり災害の教訓を踏まえ、あるいは訓練における声を反映させる中で、見直しは定期的に図っていくものというふうに考えてございます。

○飯島委員長 先ほどかがやきプラザとか大学という話が、避難所として出ましたけれども、今、ホテルとか、あるいは自主避難所の出張所も言われていますけども、そこも入るわけですね、避難施設の中には。

○加藤福祉政策担当課長 まず、大学につきましては、今のところ、帰宅困難者の受入れ施設としてのものですので、いわゆる避難所とはまた位置づけが……

○飯島委員長 一般じゃなくてね。

○加藤福祉政策担当課長 はい、違うというところでございます。

さらに、ホテルなどの民間宿泊施設につきましては、要配慮者の、優先的に受け入れるような形での協定を現在進めているというふうに聞いてございます。

○飯島委員長 出張所は。

担当課長。

○加藤福祉政策担当課長 大変失礼いたしました。出張所につきましては、自主避難所という位置づけの中の開設ということになりますので、福祉避難所としての考え方としては、除かれるものというふうに考えてございます。

○飯島委員長 ということは、具体的にはどういう方が避難されるんですか。

○加藤福祉政策担当課長 自主避難所、今日議論しております、ちょっと避難所あるいは福祉避難所とは違まして、あくまでも災害が発生、主に風水害のときですけれども、そういう場合に、まだ避難指示とか避難勧告が出る前に、ご本人がちょっと不安を感じる場合にそういう方を一時的に避難していただくという目的でございますので、具体的な想定ということはないですし、また、出張所等におきましても、一般的な受入れの対応ということで、今は調整を進めているところでございますので、そういう状況ということでございます。

○飯島委員長 はい。

ほかに質問はありますか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯島委員長 はい。

それでは、日程第2、その他について、移りたいと思います。

執行機関から何かございますか。特にないですか。はい。

委員の皆様からは何かございますか。

○岩田委員 以前、私も本会議場で一般質問でしたんですけど、スフィア基準ということについて、何か勉強会をやったらどうかみたいなような意見も何かちょっとあったみたいなんですけど、それについては何か決まったりとか進捗状況って、何かあるんでしょうか。



○飯島委員長 うん。当委員会ではまだ、話には出ていないんですけども、委員の皆様からありますか、それに――長谷川委員。

○長谷川委員 今まで、地震を主に考えた災害だったんですけども、今、複合的になってきていますし、福祉避難所が開設前に地域の避難所を使うことになることもあるので、できれば、何かこう、勉強会でそういう災害時のことに詳しい方をお招きして勉強会が、ここの要支援者だけじゃなく、普通の避難所も視野に入れた勉強会ができればいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○飯島委員長 はい。そのことについて、どなたか、委員の中で意見がありましたら。

今日も――あ、牛尾委員。

○牛尾委員 福祉避難所は議論されていますけれども、ここにあるように、一般の避難所での福祉避難室がありますけれども、例えばこの一般の避難所が、もっとう、障害を持つ方、高齢者にとっても、いやすい場所というふうな避難所になっていけば、まあそれにこしたことはないなというふうに思うわけで、そういう意味では、スフィア基準ってありましたけれども、それぐらいの避難所がどういうものなのかというのは、委員会として勉強するのもいいのかなというふうに思います。私は思います。

○飯島委員長 うん。なるほど。

今日も出た福祉避難室というのは、災害一般の避難所の中の話ということで、これは企画総務ということになってしまいうんですね。ただ、要配慮者ということで、一時的にそこへ行くということで、そこで何日か福祉避難室が、あ、福祉避難所ができるまで、そこで滞在をするということにおいては、一般の避難所の中での福祉室というのが、どのようになっていくかというところは、要配慮者にとっては大きな問題ではあるわけですね。ですから、そこら辺は、どうでしょう、副委員長、企画総務とちょっと打合せして、福祉避難室のことも、福祉避難所だけじゃなくて、福祉避難室、そののところもやっぱり、要配慮者の対策としては非常に重要な部分になってくると私は思うんですけども。

ですから、ちょっと企画のほうの正副と打合せするというところで、正副にちょっと預からせていただくということで、よろしいですかね。何か。（発言する者あり）ああ。だから、合同ですることになるかどうか分かりませんが、やっぱり一般の避難所との関連が、要配慮者にとっても大きなことになってくるということでは。そのように、ちょっと預からせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯島委員長 はい。それでは、日程を終わりました。

最後に、日程第3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯島委員長 はい。

では、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時05分閉会